宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年３月13日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社プロスタイル　②三重県知事(1)第3776号　③代表取締役　木山幸宏　④三重県伊勢市岩渕２丁目５番37号　⑤1000万円　⑥三重県知事　⑦三重県伊勢市岩渕２丁目５番37号　株式会社プロスタイル　代表取締役　木山幸宏

千葉県住宅供給公社公告第１号

本公社において、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第１項の規定により公営住宅及び共同施設の管理を行うので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

一　事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称

千葉県住宅供給公社

二　事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称

千葉県県営住宅設置管理条例（昭和三十五年千葉県条例第三十九号）別表に掲げる県営住宅のうち一般県営住宅及びその共同施設

三　事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容

千葉県県営住宅設置管理条例第三十三条の十四第１項各号に掲げる権限を行うこと。

四　事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

令和八年三月十三日

千葉市中央区栄町１番１六号

千葉県住宅供給公社

理事長　吉田　篤史